

第2章

ラオス人民革命党支配の確立

——地方管理体制の構築過程から——

山田 紀彦

はじめに

ラオスはもともと地方の自律性が高く、歴史的にも中央集権を達成してこなかったといわれている⁽¹⁾。1353年に成立した初の統一王国であるランサーン王国も多くの「ムアン」⁽²⁾により構成された「マンダラ型国家」⁽³⁾であった。18世紀になると王国は3つに分裂し、人々は地域への忠誠をより強めるようになる。フランス植民地時代にフランスは地域ごとに異なる統治を行い、また、県以下では伝統的統治構造を維持するなど (Christie [2001: 112])、中央集権体制を確立したわけではなかった。さらに、内戦期になると中央の統制が強まるどころか、地方の軍司令官たちは高い自律性を保持した (Stuart-Fox [1986: 79, 1997: 161])。建国後もこのような状況に変化はなかった。ラオス研究の第一人者であるマーティン・スチュアート・フォックス (Martin Stuart-Fox) は次のように述べている。

「1975年のパテート・ラオによる権力争奪後も、驚くべき度合いで県の自律性が高かった。これは部分的には、18世紀に統一ラオス国家が3つの王国に分裂し、地域的忠誠が確立したこと、また、地理的要因、地形的分割、輸送や通信の適切な手段の欠如、さらには、30年間の革命闘争の間に

発達した地域的権力基盤を地域の指導者達が維持したことに起因する」(Stuart-Fox [1996: 172])。

したがって、建国後の課題のひとつは近代国家として、また一党支配体制国家として、地方を統合し、中央集権体制を確立することであった。そこで鍵となったのが党支配体制の整備である。とくに、一党支配体制を敷くラオス人民革命党にとって、党組織を全国的に整備し、地方を党の管理下に置くことは、統治そのものに影響をおよぼす重要な問題といえる。しかし1975年以降、党がこの課題にどのように取り組んできたかは実はよくわかっていない。

たとえば、瀬戸裕之は1975年の建国から党が中央幹部を県党執行委員会書記(以下、県党書記)や県知事として派遣し、地方を管理してきたと指摘する(瀬戸 [2005a: 195-196])⁽⁴⁾。たしかに、現在は党中央幹部が地方に派遣され、県に対する管理体制が確保されている。ただ、党自身が認めるように、建国後すぐにそのような体制が構築されたわけではなかった⁽⁵⁾。

また、党の管理体制は一度構築すれば終わり、というものではない。現在では、各級行政単位や国家機関内部に設置された党組織を通じて、党が国家や社会を管理する体制が確立している。しかし政治、経済、社会状況の変化や政策の変遷によって、そのメカニズムは改革を要請される。つまり、党は自らの支配を維持し続ける限り、管理体制を常に改善していかなければならないのである。

以上の問題意識にもとづき、本章は、建国からこれまで党がどのように支配体制を確立してきたかを、地方管理体制の構築過程を跡づけることで明らかにしようという試みである。具体的には2つの課題を設定する。ひとつは、党中央が地方を管理下に置く過程を明らかにすること、もうひとつは、これまで何が地方管理体制を規定してきたのか、その要因を探ることである。

本章は以下のように構成されている。第1節では、建国前後の状況を振り返り、建国時、党が中央集権体制の確立にとって制約を抱えていたことを確

認する。建国後、党は戦後の不安定な状況下で国家の統一を維持するため、「分権的」な統治制度を構築せざるをえなかったのである。第2節以降は、党中央による地方管理の重点が県から基層レベルにシフトする1993年を基点に、2つの時代に分けて考察を進める。第2節では建国から1993年までを考察する。1977年以降、中央による統一的な経済管理体制の構築が課題となると、党指導部は党中央による県党執行委員会の管理、また、県党執行委員会による県行政機関に対する管理を強化することで、地方の要である県への管理体制を整備する。そして、1980年代中頃には党中央による県への管理体制が曲がりなりにも定まることになる。第3節では1993年から今日までを考察する。1993年に党が貧困削減を国家目標に掲げ基層の経済開発が課題となると、地方管理の重点も県から基層にシフトし、基層レベルの管理体制強化が図られる。基層レベルとは、村、または複数の村によって形成されるクムバーンと呼ばれるグループのほか、工場や学校など末端レベルを指す。ここでは、サワンナケート県カイソーン・ポムヴィハーン郡の事例から、基層レベルの管理体制が整備される過程を考察し、党の管理メカニズムを明らかにする。そして「おわりに」では、党による地方管理体制は経済管理体制の構築と並行し、中央から末端まで非常にゆっくりと、かつ順々に整備されてきたこと、また、現在は「貧困削減」という国家目標の下で党による末端の管理体制が強化されていることが示されよう。

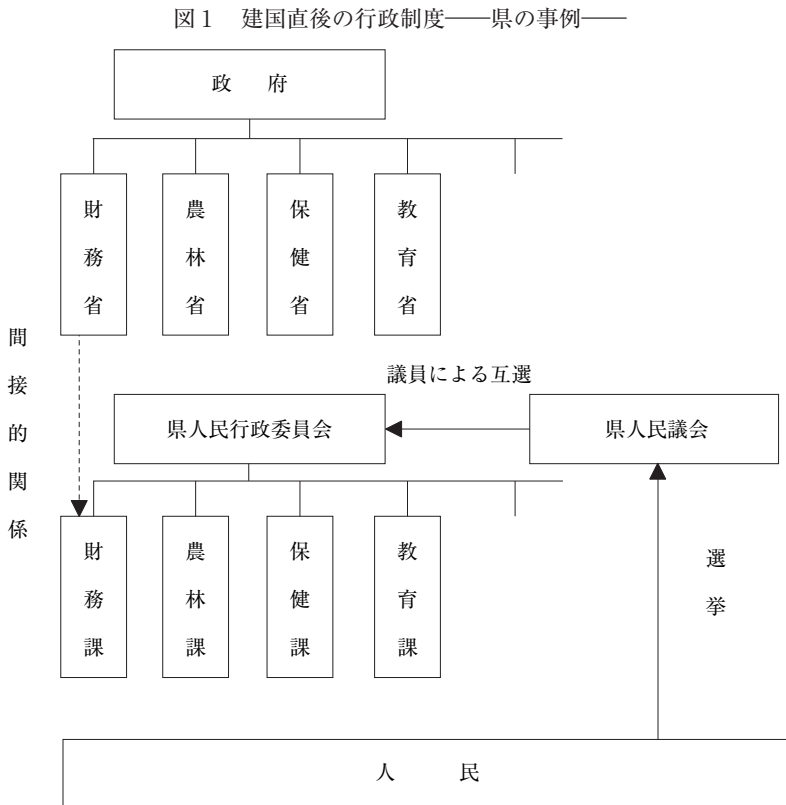
第1節 建国時の制約と建国直後の党支配体制

1975年12月2日、ラオス人民民主共和国が建国され、人民革命党支配がはじまった。しかし、これをもって党支配体制が全国的に確立したわけではない。建国後のラオスは戦後の不安定な状況下で国家の統一を維持するため、国家行政制度も党支配体制のいずれも「分権的」体制を取らざるをえなかった。そして党は、このような制約のうえに党中央による地方管理体制を構築

しなければならなかったのである。以下ではまず建国後の国家行政制度と党支配体制を確認する。

1. 国家行政制度

建国後、図1のような国家行政制度が構築された。まず、建国前の1975年11月20日から22日にかけて全国の県、郡、区において議会選挙が実施された(Brown and Zasloff [1986: 172-173])。たとえば、中部のサワンナケート県では



11月21日に県議会選挙が実施され、44人の立候補者のなかから40人が選出されている。立候補には当該地域のラオス愛国戦線⁽⁶⁾の同意が必要であり、選挙が党の指導下で行われたことは明らかである (Brown and Zasloff [1986: 172-173])。

そして、議会選出後すぐに行政機関として人民行政委員会が選出された (Chaleun [1996: 133])。1978年の「各級人民議会と人民行政委員会組織に関する最高人民議会法律第101号」では、9～15人の県人民行政委員が議員の互選により選出されると規定されている (Saphaa Pasaason Suungsut [1978])。委員会の下には中央政府に対応する部門 (セクター) 組織 (たとえば財務課や保健課など) が置かれた。中央の省はこれらの地方部門組織に対し専門技術分野についてのみ指導を行い、その他の権限は人民行政委員会に帰属することになった (Saphaa Pasaason Suungsut [1978])⁽⁷⁾。つまり、地方部門組織は中央と地方に「二重に従属」するが⁽⁸⁾、地方行政委員会の管理をより強く受けることになる。これは地域別管理体制と呼ばれ (瀬戸 [2005b: 73])⁽⁹⁾、中央集権とは相反する管理体制といえる。

当然、党は中央集権体制の構築を目指していた。ではなぜ、党は地方議会選挙を行い、わざわざ地域別管理体制を採用したのだろうか。大きく2つの理由が考えられる。

第1は党への信頼醸成である。パテート・ラオが権力を奪取する過程と並行して⁽¹⁰⁾、右派政治家、モン族、華僑やベトナム系商人などの多くが党支配を恐れ国外に脱出した (Stuart-Fox [1997: 160])。都市住民や一部少数民族の間に新体制への恐怖が募っていったのである。そこで党は地方議会選挙を行い、党の民主性をアピールすることで国民の信頼を獲得しようとした。

第2は革命の正統化である。王制の廃止と人民民主共和国の建国は1975年12月1日～2日に開催された全国人民代表大会で決定された。大会参加者の多くは県議会議員、愛国戦線中央、愛国中立勢力⁽¹¹⁾から選出されている (Sathaaban Vithanyasaat Sangkhom Haeng Saat [2010: 194], Chaleun [1996: 133])。つまり、地方議会選挙は地方でのパテート・ラオによる権力掌握とともに革

命そのものに正統性を付与したことになる。パテート・ラオにとって選挙は革命の総仕上げに必要な「儀式」だったのである。したがって、人民革命党支配成立後、安易に議会や人民行政委員会を廃止することはできなかった。廃止には革命の正統性を損なわない、何らかの妥当な理由が必要となったのである。

2. 党支配体制——党中央と県党書記の関係——

党組織が未整備とはいえ、各県には曲がりなりにも県党執行委員会が設置されていた。したがって、制度的には党中央が県党執行委員会を通じて地方を管理できる体制にあったといえる。問題は、党中央と県党執行委員会が実際どのような関係にあったかであろう。それをみるうえで重要となるのが党中央と県党書記の関係である。

ラオスで憲法が制定されるのは1991年であり、建国後の統治は党や閣僚議会が公布する決議や通達にもとづき行われていた。といっても、「法治」が当時のラオスで機能していたわけではなかった。また、道路・通信インフラが未整備であり、地方管理には物理的困難もともなった¹²⁾。さらに、末端では党組織が未整備であり、伝統的統治構造が維持されていた。このような状況では地方管理は「人治」に頼らざるをえない。つまり、党中央が地方を管理する最も有効な手段は、地方の要である県党書記に党中央執行委員（以下、党中央委員）を任命することであった。

表1は、1976年時点における全13県中、手元の資料から判明した8県の県党書記の一覧である。8県のうち、党中央委員が県党書記を兼任していたのはわずか2県であった。首都であるヴィエンチャン県・特別市を除けば1県だけである。詳細は後述するが、1県を除き17都・県すべての党書記を中央委員が兼務している現在と比較すれば、その違いは明らかだろう。では建国直後どのような人物が県党書記を務めていたのだろうか。

県党書記が党員であることは間違いない。ただ、多くは地元出身者か、ま

表1 県党執行委員会書記(1976年)

県	氏名	第2期党 中央委員	出身県	当該地域での 活動開始年*
ヴィエンチャン県・ 特別市	シーサワート・ケオブンパン	○	フアバン県	1975
チャンパーサック県	カムプイ・ケオブアラパー	×	チャンパーサック県	1951
サワンナケート県	ブンタム・クンラップウイセ ートアークム	×	不明	1959
カムアン県	ワントーン・リンソムブー	×	不明	1969
サラワン県	ブアラーン・ブアラパー	○	不明	1976
サイニャブリー県	カムケーン・サイニャケオ	×	不明	1975
ルアンパバーン県	ウォンペット・サイクヤー チョントウア	×	シェンクアン県	1962
フアバン県	サイニャウォン	×	不明	1976

(出所) Sulaphon [1998], Ong Khana Phak Khwaeng Savannakheet [2005], Hoong Vaakaan Khwaeng Saalavan [2000], Phanaek Thalaeng Khaao Lae Vatthanatham Khwaeng Khammuan [2000], Phanaek Thalaeng Khaao Lae Vatthanatham Khwaeng Sainyabuulii [2005] をもとに筆者作成。

(注) *入手できた資料にもとづき記載しているため、実際はもっと早く活動を開始している可能性が高い。

たは当該地域の権力者だったと考えられる。たとえば、チャンパーサック県党書記カムプイは同県出身であり、1951年から革命運動に参加し、1976年まで同県で勤務した。入党は1960年である(Stuart-Fox [2008: 156-157])。サワンナケート県党書記ブンタムの出身地は不明だが、遅くとも1959年から同県党委員会委員であり、当該地域での活動歴が長い(Ong Khana Phak Khwaeng Savannakheet [2005])¹³⁾。また、ルアンパバーン県党書記ウォンペットはシェンクアン県出身のモン族である。1962年からルアンパバーンで活動し、1992年まで同県のポストを維持した。入党は1962年である(Saphaa Haeng Saat and UNDP [2000: 74])。当該地域での勤務経験が長ければ、それだけ地域に権力基盤を構築する可能性は高い。とくに、インフラが未整備であり、中央と地方の往来が容易でない場合はなおさらだろう。これら3人以外の経歴は不明だが、他県でも同様の状況にあったことはスチュアート・フォックスの記述からも裏付けられる。

スチュアート・フォックスは、ルアンパバーン、フアパン、サラワン、セコーン、アッタープーの各県では、少数民族が県党書記や人民行政委員長のいずれかを務めていたと指摘している。とくに、少数民族地域の党組織や人民行政委員会は完全に少数民族幹部によって占められていたという (Stuart-Fox [1986: 131])。スチュアート・フォックスは当時の中央・地方関係を「ムアン」にたとえている (Stuart-Fox [1993: 115-116])。つまり、党中央と県の結び付きは非常に限定的だったのである。

党が地域の権力者や少数民族を登用したのには大きく2つの理由がある。ひとつは党支配の安定と国家統合である。建国後、散発的だが反体制活動が続けられ、支配が安定しない状況が続いた。タイや中国の支援を受けたグループの越境による活動もあった (Stuart-Fox [1986: 94-95, 137-138], Brown and Zasloff [1986: 184-185])。そのため、国家統合を進め党支配を安定させるには地域指導者や少数民族幹部を党体制に取り込む必要があったのである (Stuart-Fox [1986: 131])。もうひとつは地域や少数民族指導者への「報酬」である。内戦時、パテート・ラオの活動は少数民族によって支えられてきた¹⁴⁾。そして彼らは見返りとして、国政での役割を約束されていた (Stuart-Fox [1986: 130])。したがって、建国後、中央の人間を恣意的に地方に派遣すれば新体制への反発を招く恐れがあった。

いずれにしろ、ほとんどの県党書記は地域に権力基盤を置く人物であり、中央委員ではなかったといえる。そうであれば、県党書記が党員であっても、党中央の統制が効くとは限らない。それは、表2に示された県人民行政委員長の顔ぶれからも裏付けられる。

表2からは、1976年当時、県人民行政委員長を兼任していた党中央委員が1人もいなかったことがわかる。そして、県党書記と同様に人民行政委員長の多くも地元出身者か当該地域での活動歴が長い人物と考えられる。たとえば、ボンサリー県人民行政委員長アサーンは地元出身の少数民族である (Stuart-Fox [2008: 18-19])。フアパン県人民行政委員長マーは中部サワンナケート県出身だが、1949年からフアパン県で勤務していた (Stuart-Fox [2001:

表2 県人民行政委員会委員長名簿（1976年）

県	氏名	第2期党中央委員	県党書記
ヴィエンチャン県・特別市	バオ・ピムマチャン	×	×
ボンサリー県	アサーン・ラオリ	×	-
ルアンナムター県	カムウォン・ワンカム	×	-
ウドムサイ県	ブンタン・ワンナボン	×	-
ルアンババーン県	スーン	×	×
	スワンディー・ボムマリー	×	×
フアバン県	マー・カイカムピトゥーン	×	×
	サイニャウォン	×	○
サイニャブリー県	カムケン・サイニャケオ	×	○
シェンクアン県	ヨンイアヤー	×	-
カムアン県	ワントーン・リーンスムプー	×	○
サワンナケート県	ブンタム・クンラップウィセートアークム	×	○
サラワン県	スパン・カムプーミー	×	×
チャンパーサック県	カムプイ・ケオブアラパー	×	○
アッタプー県	ブアシー	×	-

（出所） 首相府行政・公務員管理庁内部資料をもとに筆者作成。

（注） 現在の行政単位であるボケオ県は1983年設立、ヴィエンチャン県は1982年まで特別市と合併、セコン県とポリカムサイ県は1984年に設立されているため、表には示していない。2名記載の県は1976年の途中で交代したことを意味する。また、網かけは県党書記を兼任していたことを示している。

195-196])。したがって、党中央が県党書記を管理できなかったのと同じ理由で県人民行政委員会も管理できていなかったといえる。

以上から、建国当初は党中央が地方を管理できる体制になかったことがわかる。なお、人民議会は形式的で名誉職であり、実質的な機能を果たしていなかったため、ここでは考察対象から外している。

第2節 党中央による地方管理体制の構築過程

第1節では、建国後のラオスが「分権的」な国家行政制度と党支配体制を有していたことを確認した。本節では、その制約のうえに党がいかに党中央による地方管理体制を構築していったか、その過程を跡づける。党中央管理体制の構築は中央集権的な経済管理体制の構築と並行して、また、それを支えるように、ゆっくりと行われてきたのである。

1. 党支配体制の整備と経済管理体制

党が地方管理体制の整備に着手するのは、経済管理体制の構築を中心に国家の土台作りを本格化させる時期と一致していた。

本書第1章で示されたように、建国後の最大の課題は「人民の生活を平常にする」こと、すなわち戦後復興であった（Kaysone [1987: 22-23]）。しかし、経済建設は思うように進まず、人民の生活は悪化の一途を辿った。そこで、1977年2月の第2期党中央執行委員会第4回総会（以下、第2期4中総）において党は新たな経済政策を提示する。

第2期4中総は、県を経済と国防の戦略単位に、郡を経済基層単位に位置づけ、地方の経済開発を優先する方針を決定した。ただ、それは地方が中央から独立して、自由に行動できるということではない。地方は、党中央や政府の統一的指導下で主体性を発揮するという意味である。そして、そのための制度として部門と地域に即した経済管理体制（本書第1章第3節13～14ページを参照）の構築が掲げられた（Kaysone [1977: 61, 121-127]）。これは、地方の部門組織は中央省庁の指導とともに人民行政委員会の指導を二重に受けることを意味する。つまり、党や政府による全国統一的指導を確保する一方で、地方の主体性も保障するという、一見矛盾する管理体制である。

第1節でみたように、建国後のラオスでは地域別管理体制が敷かれ、中央

省庁は地方のセクター組織に対して限定的な権限しかもっていなかった。また、県党執行委員会と中央の結び付きも弱く、党が地方を管理することも難しい状況にあった。つまり、建国時にはすでに地方の主体性を確保する制度が構築されていたことになる。したがって問題はいかに中央管理体制をそこに加えるかであった。革命の正統性を維持するため地域別管理体制をすぐに変更できない以上、中央による地方への統一的指導を確保するには曲がりなりにも全国に設置されていた党組織を活用する以外ない。これ以降、党中央による県党執行委員会への管理強化は、党支配だけでなく経済建設にとっても重要な意味をもつ課題として浮上したのである。

この課題は、1979年11月の第2期党中央執行委員会第7回総会（以下、第2期7中総）において市場経済原理の一部導入が決定され、「新経済管理メカニズム」が着手されても変わらなかった。第2期7中総でカイソン（Kaysone Phomvihane）党書記長は（役職は当時、以下同じ）市場経済原理の導入を掲げながらも、「管理のないところからあるところへと経済を建設しなければならない」（Kaysone [1979b: 222]）と述べている。つまり、社会主義経済でも市場経済でも、経済管理体制の構築は不可欠だったのである。そして、「新経済管理メカニズム」を全国統一的に実施するためにも党中央管理体制の構築がより重要性を増すこととなった。

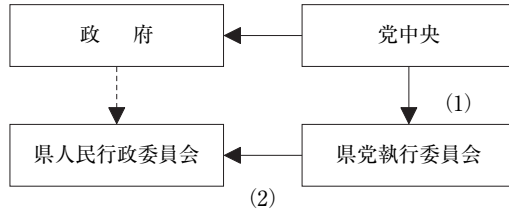
2. 党中央管理体制の構築

党中央による地方管理といった場合、図2のように2つの管理方法を整える必要がある。ひとつは、(1)党中央による県党執行委員会に対する管理であり、もうひとつは、(2)県党執行委員会による県人民行政委員会に対する管理である。以下では、この2つの管理がどのように構築されたのかを考察する。

(1) 党中央による県党執行委員会に対する管理

党中央による県党執行委員会に対する管理は党中央委員を県党書記として

図2 党による地方管理体制



(出所) 筆者作成。

派遣することで徐々に整備されていった。

1981年5月20日、党政治局は「新しい時代における党の任務を執行し、実現するため、組織と業務様式の改善に関する政治局決議第10号」を公布した(Phak Pasaason Pativat Lao Kom Kaan Mueang Suunkaang Phak [1981])。これは、すべての党組織や国家機関をどのように改善すべきかを規定した文書である。

このなかで、党上級の下級管理について能力のある党執行委員を下級の党書記に任命する方針が明記された。とくに、県については、具体的にヴィエンチャン特別市、サワンナケート県、チャンパーサク県の党書記に、中央から能力のある人材を異動させるとしている(Phak Pasaason Pativat Lao Kom Kaan Mueang Suunkaang Phak [1981: 42-43])。これ以降、以下にみるように3県以外の県でも党中央委員による県党書記の兼任が増加する。

1982年4月、第3回党大会が実施され、49人の中央委員が選出された。その後、1983年から1984年にかけて、筆者が把握している限り12県において県党書記が異動している¹⁵⁾。表3は1984年時点の県党書記と県人民行政委員長を示している。17特別市・県のうち、判明しているだけで8特別市・県において党中央委員が県党書記を兼任している。兼任者が多いのは、主に経済的、軍事的に重要であるか、もしくは、少数民族問題を抱えている県である¹⁶⁾。8人の兼任者のうち4人は人民行政委員長も兼任している。この時期に多くの異動が実施されたのは大きく3つの理由が考えられる。

まず第1は経済管理体制の構築である。とくに、1979年の第2期7中総で

表3 県党書記・人民行政委員長名簿（1984年6月）

県党書記

県名	氏名	第3期中央委員
ヴィエンチャン特別市	シーサワート・ケオープンバン	○
ヴィエンチャン県	カムバイ・ウンダーラー	×
ボンサリー県	カムウワン・ソムヴィチット	×
ルアンナムター県	クワン・ケオマニー	×
ウドムサイ県	ソムペーン・ケオープンファン	○
ルアンババーン県	ウォンベット・サイクヤーチョントウア	○
フアバン県	サイニャウォン	○
サイニャブリー県	カムウォーン・タムマラート	×
ボケオ県	ブンチャン	-
シェンクアン県	ウドム・カッティニャ	○
カムアン県	バーディー・ケオマニー	×
ボリカムサイ県	-	-
サワンナケート県	ブンニャン・ウォラチット	○
サラワン県	ウーラー・ポーサイニャウォン	×
セコン県	ポーニューン・レーヴィアットヌアン	○
チャンパーサック県	スーントーン・テープアーサー	○
アッタプー県	フェオ・サイナボン	×

県人民行政委員長

県名	氏名	第3期中央委員
ヴィエンチャン特別市	シーサワート・ケオープンバン	○
ヴィエンチャン県	トーンダム・マニーワン	×
ボンサリー県	カムウワン・ソムヴィチット	×
ルアンナムター県	クワン・ケオマニー	×
ウドムサイ県	ソムペーン・ケオープンファン	○
ルアンババーン県	ウォンベット・サイクヤーチョントウア	○
フアバン県	トーンバン・イーンサーンケオヴィライ	×
サイニャブリー県	ウィシアン・ブアティップ	×
ボケオ県	ブアケート・パーンイーンファン	×
シェンクアン県	ヨンイヤー	×
カムアン県	バーディー・ケオマニー	×
ボリカムサイ県	ブントーン・ローサイバンニャー	×
サワンナケート県	ブンニャン・ウォラチット	○
サラワン県	ウーラー・ポーサイニャウォン	×
セコン県	カムウエン・アイケオ	×
チャンパーサック県	マニー・ファンウォンサー	×
アッタプー県	ウィナイ・ポーンボムマウォン	×

（出所） Phak Pasaason Pativat Lao Kom Kaan Mueang Suunkaang Phak [1983a, 1983b, 1983c, 1983d, 1983e, 1983f, 1984a, 1984b, 1984c, 1984d, 1984e, 1984f], *Indochina Chronology* [1984], 首相府行政・公務員管理庁内部資料をもとに筆者作成。

（注） 網かけは県党書記と人民行政委員長との兼任を示す。

導入された「新経済管理メカニズム」の実施は全国統一的な経済管理を必要とした。サワンナケート県やチャンパーサク県など、とくに経済的に重要な県の党書記に党中央委員を任命したのはその表れといえよう。第2は国内情勢が安定してきたことである。全国で散発的に起きていた反体制活動は、北部では1984年末、それ以外の地域でも1985年中頃までには少しずつ収まっていった(Stuart-Fox [1986: 94-95])。したがって、建国直後に比べて中央幹部を地方に派遣できる状況が生まれていたといえる。第3は党中央の意向を受け入れる人材が地方に育ってきたことである。1984年までには、県党書記は100%、県党執行委員は全体の63%が党政治理論学校での学習を終えていた(Mati…… [1984: 18-19])。つまり、党中央の政策が地方に浸透するようになり、党中央幹部を受け入れる体制が地方に形成されつつあったと考えられる。

党中央委員と県党書記の兼任は1986年11月の第4回党大会以降さらに増えた。第4回党大会では51人の党中央委員が選出され、翌年にはそのうち11人が県党書記を兼任した(表4)。その全員が人民行政委員長を兼任したわけではないが、人民行政委員長を兼任する党中央委員の数も11人となっている。このように、1980年代に入り徐々に党中央委員が地方に派遣され、党書記や人民行政委員長を兼任するようになったのである。

つまり、党中央が県党書記に中央委員を派遣し、地方を管理するという現在の体制は1980年代中頃にほぼ確立したことになる。

(2) 県党執行委員会による人民行政委員会に対する管理

県党執行委員会による人民行政委員会に対する管理は1970年代後半から徐々に整備された。1979年1月の第2期党中央執行委員会第6回総会でカイソン書記長は県レベルの部門責任者は党執行委員でなくてもよいと述べ(Kaysone [1979a: 133])、県党執行委員会が行政機関を直接管理しなくても問題がないとの認識を示した。しかしこれは党が行政機関をまったく管理しなくてよいという意味ではない。その後カイソンは、同年11月の第2期7中

表4 県党書記・人民行政委員長名簿（1987年7月）

県党書記

県名	氏名	第4期中央委員
ヴィエンチャン特別市	シーサワート・ケオブンバン	○
ヴィエンチャン	シーボーン・バリカン	○
ボンサリー県	バオ・タムマチャイ	×
ルアンナムター県	カムウォン・チャンカム（代行）	×
ウドムサイ県	ソムペーン・ケオブンファン	○
ルアンババーン県	ウォンベット・サイクヤーチョントウア	○
フアバン県	マイスック・クサイソムベン	○
サイニャブリー県	ブンバン・マンダラー（代行）	×
ボケオ県	—	—
シェンクアン県	カムバーン・ピラウォン	○
カムアン県	カムバーン・チャンタソン	○
ポリカムサイ県	—	—
サワンナケート県	ブンニャン・ウォラチット	○
サラワン県	カムブイ・ケオプアラパー	○
セコン県	ポーニユーン・レーヴィエットムアン	○
チャンパーサク県	スーントーン・テープアーサー	○
アッタプー県	フェオ・サイナボン	×

県人民行政委員長

県名	氏名	第4期中央委員
ヴィエンチャン特別市	カムブー・スニサイ	○
ヴィエンチャン県	シーボーン・バリカン	○
ボンサリー県	バオ・タムマチャイ	×
ルアンナムター県	クワーン・ケオマニー	×
ウドムサイ県	チャンブンミー・チャルーンサイ	○
ルアンババーン県	ウォンベット・サイクヤーチョントウア	○
フアバン県	マイスック・サイソムベン	○
	ソムバン・ペーンカムミー	○
サイニャブリー県	スワンディー・リーニャサイ	×
ボケオ県	プアケート・バーンイーファン	×
シェンクアン県	カムバーン・ピラニウォン	○
カムアン県	チャンディー・トーンカムシー	×
ポリカムサイ県	ブントーン・ローサイバンニャー	×
サワンナケート県	ブンニャン・ウォラチット	○
サラワン県	カムブイ・ケオプアラパー	○
セコン県	ポーニユーン・レーヴィエットムアン	○
チャンパーサク県	スーントーン・テープアーサー	○
アッタプー県	ウィナイ・ボーンボムマウォン	×

（出所） 首相府行政・公務員管理庁内部資料により筆者作成。

（注） 網かけは県党書記と人民行政委員長の兼任を示している。また、フアバン県人民行政委員長は1987年途中に交代したので2人記している。

総において次のように述べている。

「党（執行——引用者）委員会は、人民行政委員長、公安、軍事、計画担当の副委員長など、主要で必要な任務に（党執行委員会——引用者）委員を充て、それ以外は、行政を多民族人民の真の代表とするために、行政委員会を拡大し、信頼があり、かつ、能力のある人物（党外人士を含む——原文）を登用する」（Kaysone [1979b: 434]）。

第2期7中総での発表によれば、県党執行委員（以下、県党委員）156人中55人が小学校1、2年生レベル（読み書きができる程度）であった（Kaysone [1979b: 70]）。これは、教育を受けていない少数民族の多くを幹部として登用したためであろう。県党執行委員会の能力は非常に低かったのである。県人民行政委員会に関する統計は不明だが、党執行委員会と同様の状況にあったことは容易に想像がつく。つまり、当時の県レベルでは国家運営を担える人材が圧倒的に不足していたのである。そのため党執行委員会による行政に対する直接管理は重要部門に限定し、その他部門は党員に関係なく能力のある人材を求めたといえる。行政をめぐるパテート・ラオの少数民族幹部と平地住民との衝突も起きており（Stuart-Fox [1986: 37]）、新体制への人民の信頼を向上させるためにも行政に優秀な人材が必要だったのである。

1980年の第2期党中央執行委員会第8回総会（以下、第2期8中総）では、県党委員会の人数を15人～25人とし、委員の5分の1を郡党書記に、あるいは経済や文化などの重要単位の幹部に派遣するとし、具体的な構成を定めた（Kaysone [1980: 380]）。この方針は政治局決議第10号において以下のようにより詳細になった。

第10号では、各級の党執行委員が政治、公安、軍事分野だけでなく、計画、財務、農林生産、農業合作社、貿易に対して責任をもつとし（Phak Pasaason Pativat Lao Kom Kaan Mueang Suunkaang Phak [1981: 42]）、党委員会による行政や下級に対する管理をさらに拡大している。党の管理が経済部門に集中して

いるのは「新経済管理メカニズム」を推進するためといえる。これにより「新経済管理メカニズム」を実施するうえで党が管理を重視していたことが裏付けられよう。

表5、6は、筆者が入手できた1983年時点におけるボケオ県とルアンナムター県の党執行委員会、人民行政委員会名簿である。必ずしも決議第10号の規定どおりとはなっていないが、名簿からは経済や社会関係部門の長、また

表5 ボケオ県党執行委員会・人民行政委員会名簿（1983年）
党執行委員会

	氏名	役職	担当
1	ブンチャン大佐	書記	基層・軍事
2	トーンウォンサイ	副書記	組織
3	ブアケート	副書記	経済
4	チャンデー少佐	委員	軍事
5	ヴーソン	〃	教育・保健・文化
6	ティットベンチャン	〃	トンブーン郡書記
7	スーチョーン	〃	ヌーン郡書記
8	ティットウン	〃	不明
9	カムペーン	〃	党官房

人民行政委員会

	氏名	役職	担当
1	ブアケート	委員長	経済
2	ラオスークワーン	副委員長	植林
3	ワンファーセン	委員	商業
4	ヴーソン	〃	教育・文化
5	ブントム	〃	農業・灌漑・農業合作社
6	ブアラコット	〃	保健
7	ブンロップ	〃	工業
8	ノン	〃	公共事業・運輸・建設
9	チャンデー少佐	〃	軍事

(出所) Phak Pasaason Pativat Lao Kom Kaan Mueang Suunkaang Phak [1983e], Saphaa Latthamontii [1983a].

(注) 網かけ部分は党執行委員と行政委員の兼任を示している。

表6 ルアンナムター県党執行委員会・人民行政委員会名簿（1983年）

党執行委員会

	氏名	役職	担当
1	クワン	書記	総合指導
2	エン	副書記	計画
3	カムウォン	常務委員	建国戦線議長
4	トンリー	常務委員	組織・検査
5	ニット	委員	ローン郡書記
6	タールーアン	〃	建国戦線・少数民族
7	トーンサイ	〃	農業・灌漑・農業合作社
8	テジットチャンター	〃	ナーレー郡書記
9	ミン	〃	県官房
10	ソムブーン	〃	県青年同盟書記
11	ヌートン	〃	軍事

人民行政委員会

	氏名	役職	担当
1	クワン	委員長	行政・建国戦線
2	エン	副委員長	計画
3	ブンシーン	委員長	保健
4	トーンサイ	〃	農業・灌漑・農業合作社
5	カムライ	〃	商業
6	ブルーム	〃	宣伝・文化
7	セーンニョン	〃	銀行
8	カムソン	〃	教育
9	カムデー	〃	食糧企業
10	チャンペン	〃	公安

（出所） Sapha Latthamontii [1983b], Phak Pasaason Pativat Lao Kom
Kann Mueang Suunkaang Phak [1984d].

（注） 網かけ部分は党執行委員と行政委員の兼任を示している。

郡党書記が党執行委員会に入っていることがわかる。同じことがヴィエンチャン県からも確認できる（瀬戸 [2009]¹⁷⁾。現在でもこのような管理体制に変わりはない。つまり、1983年頃までには県党執行委員会と人民行政委員会の基本的な関係が定まったのである。

3. 小括

建国後のラオスでは、戦後の不安定な状況のなかで国家の統一を維持するために分権的な国家行政制度と党支配体制が構築された。党が中央管理体制の整備に本格的に着手するのは、中央の統一的管理による経済開発を推進するため部門と地域に即した経済管理体制の構築が課題となった1977年である。しかし、党の選択肢は限られていた。党は革命の正統性を維持するため、人民議会や人民行政委員会を維持せざるをえなかった。そこで、中央による地方に対する管理体制を整備するには曲がりなりにも全国に設置されていた党組織を活用する以外なかったのである。これ以降、党中央による地方管理体制の構築は党支配だけでなく経済開発にとっても重要な意味をもつことになった。

党中央による県への管理には2つの過程があった。ひとつは党中央委員を県党書記に派遣することで党中央が県党執行委員会を管理すること、もうひとつは重要部門や郡の長を県党執行委員会に加えることで、県党執行委員会が県行政機関や下級を管理することである。そして、1980年代中頃までには党中央による地方に対する管理体制はある程度整備された。つまり、党中央は少なくとも約10年かけて部門と地域に即した経済管理体制の構築と並行し、また、それを支えるように地方に対する管理体制を構築したのである。

このような管理体制は現在でも変わらない。たとえば、党中央委員の県党書記への派遣は、1993年は17県中11県、1996年は18県中14県と徐々に増え、2001年には、18特別市・県・特別区すべての党書記が党中央委員の兼任となった¹⁸⁾。党中央委員による県党書記の兼任だけを考えれば、党中央による地方管理体制は2001年によく整ったことになる¹⁹⁾。

また、1991年8月15日にラオス初の憲法が公布され、地方制度が大きく変更されたが、県党執行委員会による行政に対する管理体制に変化はなかった。憲法制定により地方議会と人民行政委員会が廃止され、代わりに国家主席に

任命される県知事、首相により任命される郡長が置かれた（Saphaa Pasaason Suungsut [1991]）。これにともない、地方人民行政委員会に帰属していた部門組織は中央の省の直属となった。いわゆる部門別管理体制が構築されたのである。だが、一部の部門の長や郡党書記を党執行委員会に選出し、部門や下級に対する管理を行うという体制は維持され、現在でも続いている。つまり、党中央による地方管理体制の原型は1980年代中頃までに形成されたのである。

第3節 基層レベルにおける党管理体制の強化

前節までは党中央による県に対する管理体制がどのように構築されてきたか、その過程を跡づけた。本節では、郡以下、いわゆる基層レベルの管理体制の構築過程をみることにする。もちろん、党は末端の管理をなおざりにしていたわけではないが、1990年代初頭に貧困削減を新たな国家目標に掲げ、末端の経済開発が課題になると、党は基層レベルの管理体制を強化するのである。

1. 農村開発と基層レベルの建設

本書第1章で示されたように1991年の憲法制定は戦後脱却の象徴であり、ラオスが新たな国家目標を必要としたことを意味した。そして1993年以降、ラオスは新たな旗印の下で国家建設を進めることになる。

1993年2月18日、第5期党中央執行委員会第6回総会（第5期6中総）は、経済発展を遂げ、国家を徐々に最貧国から脱却させるという目標を掲げた。そこで重要となったのが地方経済開発であり、とくに、山岳・農村地域の開発である（Sathaaban Vithanyasaat Sangkhom Haeng Saat [2010: 275-276]）。1994年4月の第5期党中央執行委員会第8回総会では改めて農村開発に関する決

議を公布した。決議では、焼畑を廃止し、山岳少数民族に定住地と定職を分配すること、開発重点地域を定めることなどの政策が定められた。これらは決して新しい政策ではないが²⁰⁾、改めて決議として公布したことに意味がある。

そして、山岳・農村開発を指導する目的で党は基層党組織の強化に着手する。基層とは郡より下の行政級である村だけでなく、学校、病院、工場などの党組織を含む党の末端レベルを指す。まず、1992年に「農村に至る、山岳地域に上る、基層に下る」という、党中央宣伝・訓練委員会のマニュアル改訂版が公布された。これは、どのように基層を建設するべきか、方針や方法を示したものである。たとえば、基層建設の方法として、経済技術・文化グループを建設すること、中央部門職員や地方党委員会委員が下級に下り、直接指導にあたることなどが定められている（Khana Khoosanaa Ophom Suunkaang Phak [1992]）。

経済技術・文化グループの建設とは、郡内の各地域にグループを建設することで経済開発を進めることである。グループの中心地域に市場を建設し、経済を活性化させることで、その周囲に学校、精米所、木材精製工場などが建設され、次第に経済活動の範囲が中心から周囲に拡大していき、最終的には地域住民の生活向上につながることを期待されている（Khana Khoosanaa Ophom Suunkaang Phak [1992: 48-52]）。これは、後述するクムバーン・パッター（開発村グループ）建設の原型といえる。

もともと、農村開発や基層党組織の強化は建国以来の課題であった。基層は、市民が生活し、生産を行い、党の路線や政策が執行され、国防や秩序維持業務が実施される場である。したがって、党にとって農村や基層建設は戦略的に重要であり、経済開発や人民の民主的権利の拡大、また少数民族政策にとっても鍵と位置づけられた（Khana Khoosanaa Ophom Suunkaang Phak [1992: 42-45]）。党指導部は、基層党組織が強化されれば全党組織が強化されると考えていたのである（Phak Pasaason Pativat Lao Kom Kaan Mueang Suunkaang Phak [1996: 1-2]）。

党は過去に一度だけグループ化を通じた党基層の強化と農村開発に本格的に取り組んだことがあった。1978年に本格化した農業集団化政策がそれである。農業集団化には集団による生産性の向上とともに党による基層レベルの管理強化という政治目的もあった (Evans [1990: 49-50])。しかし、農民の反発が強く、わずか1年あまりで農業集団化は挫折した。以降、1993年まで党基層の強化と農村開発に関する具体的な方針は示されなかったのである。

党基層の強化や農村開発は1996年3月開催の第6回党大会が「2020年までの最貧国脱却」を目標に掲げたことで加速した。そして同年8月17日、党政政治局は「党基層を全分野の指導が行えるよう強化し、建設することにおいて、各級党委員会の指導を向上することに関する政治局命令第11号」を公布し、党基層建設の強化を進める (Phak Pasaason Pativat Lao Kom Kaan Mueang Sunkaang Phak [1996])。それによると全分野に指導を行える党単位には5つの要件が定められた。党単位とは正党員3人以上で設置できる末端の党組織である (Kot Labiap Khoong Phak Pasaason Pativat Lao Samai Thii VII [2006])。

- ①政治分野とともに、管轄内の党員・大衆・人民の思想を指導できる。
- ②経済・社会分野を指導できる。
- ③管轄下の行政組織や大衆組織を指導できる。
- ④国防・治安維持業務を指導できる。
- ⑤党単位を改善し、党を拡大するとともに、職員を育成することができる。

党は、このような党単位が基層に増えれば、基層が強化され、党支配が安定し、かつ農村開発を指導できると考えたのである。そして、農村開発や基層党組織の建設と時を同じくして党は経済管理体制に関連する新たな方針を示すようになる。

1998年2月の第6期党中央執行委員会第6回総会 (第6期6中総) は、部門と地域に即した経済管理をより明確にし、近代化と工業化の基礎を形成するため国家機構改革を決定した (Mati…… [1998: 7-10])。その基本方針は、「業務や組織が省級のマクロ的役割に適さない場合は、組織、手段、予算を含め業務を地方に移譲しなければならない」と、地方により軸足を移すこと

であった (*Mati*…… [1998: 9])。

以上をふまえて、2000年3月11日、「県を戦略単位に、郡を計画・予算単位に、村を執行単位として建設することに関する首相指導命令第01号」が公布された (*Samnakgaan Naanyok Latthamontii Kom Kaan Pokkhoong* [2001])。これは文字どおり、部門と地域に即した経済管理体制のうち、とくに地域内の管理体制を定めた文書である。農村開発や基層建設が目標となったことで地域内管理体制の整備が新たな課題となったのである。その目的は大きく3つ定められている (*Samnakgaan Naanyok Latthamontii Kom Kaan Pokkhoong* [2001: 3])。

- ①主体性や自己の強化、中央への依存を縮小するという精神にもとづき、地方と基層の権利と責任を拡大し、経済・社会開発に寄与する。地方と基層の行政管理能力を向上する。
- ②地方と基層の経済・社会開発を引き続き拡大する。とくに農村や辺境地域における人民の貧困を解決する。
- ③党路線や国家計画を基層における実際の執行者にまで行き届かせ、計画や予算作成過程への人民や生産世帯の主体的な参加を促進する。

そして、指導命令第01号は、郡を計画と予算単位に転換することは政治基層建設、全面的な農村開発、ひいては貧困削減に密接に関連するとし、郡の役割をとくに重視した (*Samnakgaan Naanyok Latthamontii Kom Kaan Pokkhoong* [2001: 6])。これ以降、郡を中心に党基層建設が本格化することになる⁽²⁾。

2. クムバーン・パッター (開発村グループ)

1990年代前半に示された農村開発や基層建設という方針は、いくつかの党や政府文書を経て2000年代に入ってようやく具体化する。

まず、2001年の第7回党大会で2001年～2005年の経済目標として、貧困家族の半減、焼畑稲作の基本的廃止、ケシ栽培の完全撲滅、また商品経済への移行などが掲げられた (*Eekasaan Koongbasum Nyai Khang Thii VII Khoong Phak Pasaason Pativat Lao* [2001: 22-25])。その後2002年4月12日には「人民への職

業と定住地の分配に関する首相命令第04号」が公布された（Naanyok Latthamontii [2002]）。これは「焼畑の代替となる職業」を分配し、住民の他県への移住抑制を目的としている。

そして2004年6月8日には、包括的な基層開発政策として「村建設および開発村グループ建設に関する政治局命令第09号」が公布された（Phak Pasaason Pativat Lao Kom Kaan Mueang Suunkaang Phak [2004]）。これは、小規模な村々を合併し、かつグループ化することで、国防と治安維持、経済・社会開発分野における総合力を強化し、開発を進めることを規定した文書である。

現在、地方行政法第51条では、山岳地帯では人口が200人以上、平野部では500人以上、そして都市部では1000人以上で、ひとつの村を形成できると定められている（Samnakgaan Naanyok Latthamontii Kom Kaan Pokkhoong Lae Khumkhoong Latthakoon [2003: 66]）。しかし、とくに山岳地域ではこの条件を満たしていない村もある。また、条件を満たしていても、インフラの未整備により物理的に郡による管理が難しい村が存在する。当然、遠隔地の住民に行政サービスを提供することは難しく、開発を行うことにも困難が生じる。また、小規模な村をひとつひとつ開発することは効率的でもない。そこで考えられたのがグループ化でありクムバーン・パッターナーであった。

政治局命令第09号によると、具体的には近隣同士の2～3の村を合併し大規模村を建設したうえで5～7村を統合し、ひとつの開発村グループ（クムバーン・パッターナー、以下クムバーンと記す）を形成する（Phak Pasaason Pativat Lao Kom Kaan Mueang Suunkaang Phak [2004]）。つまり、これまで各村単位で行ってきた開発をより大きな規模で実施しようということである。2007年5月現在、全国に1181のクムバーンが建設されている。

一方、クムバーンは地方行政法で定められた正式な行政級ではない。そのため、県や郡のように行政首長が置かれておらず、中央省庁の出先機関も設置されていない。首相府行政・公務員管理庁によれば、クムバーンは郡と村の中間に位置し、上級の政策を末端レベルで指導するために形成された単なるグループにすぎない²²。

表7は政治局命令第09号で定められたクムバーン建設の目標である。党や政府はクムバーンの最終目的を経済・社会開発を通じて貧困削減を達成することとしている²³。しかし、設定目標からは政治や国防・治安維持も含めた包括的な基層建設であることがわかる。

表7 クムバーン建設の4つの目標

<p>1. 政治分野</p> <ul style="list-style-type: none"> ・力強い政治制度をもつ：構成組織のほとんどが全分野の指導を行える党単位である基層党委員会があり、力強い村行政権力、ネオホム（統一戦線）、青年、女性組織をもっている。 ・構成村の半数以上が開発村として認定される。 ・常に、（党・国家の）路線、政策、法規を学習し、人民が政治意識をもつ ・党指導下でグループ内の諸民族が団結する。 	<p>3. 経済分野</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実際の状況と持続的開発という方針に即し、居住地と生産地を分配する。 ・グループ内の貧困家族を3分の2以上解決する。 ・国内外で販売するための商品を一種類以上もつ。 ・いずれか一種類の農林山加工工業製品を1カ所以上にもつ。 ・生産組合、サービス組合、生産グループのいずれかをもつ（生産グループは組合よりも規模が小さい互助組織である）。 ・売買市場を1カ所以上もつ。 ・1年を通じて、村と村、または、郡への行き来が可能な道路・橋梁をもつ。 ・グループの開発基金や融資組織をもつ。
<p>2. 国防・治安維持分野</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平静が常態である：悪玉分子の活動がない、スパイ、泥棒、麻薬の売人・使用者、危険人物、娼婦がおらず、犯罪がなく、不法商売人や賭け事を行う者もない。 ・グループ内の村規則が厳格に執行され、戸籍帳を厳密に管理する。 ・3級（県、郡、村）の軍事戦線構築計画に沿って戦闘団を形成する ・訓練を受けた自警大隊をもつ。 ・訓練を受けた治安維持勢力をもつ。 ・司令組織がある。 ・構成村の半数以上が犯罪ゼロの村である。 	<p>4. 文化・社会分野</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集会所、または、クムの文化会館をもつ。 ・構成村の半数以上が文化村となる。 ・図書館、または、読書室をもつ。 ・小規模病院をもつ ・前期中学校をもつ。 ・構成村の全村が完全小学校をもつ（ラオスの小学校は5年制だが、なかには3年制の不完全小学校も多い）。

（出所） Phak Pasaason Pativat Lao Kom Kaan Mueang Suunkaang Phak [2004].

ただ、クムバーンは正式な行政級でないため、一部を除いて独自予算もない²⁴。また、人材も限られている。しかし、「単なるグループ」であっても上級の政策を実施するためには当然何らかの組織または人員が必要である。

では、実際どのような組織が置かれ、どのような活動を行っているのだろうか。

実際の活動は中央、県、郡などから派遣される省庁（部門）職員が担っている。村がグループ（クム）化されると、中央省庁や県、また郡から部門職員が派遣される。場所によって必要とされる分野が異なるため、派遣される職員の分野も保健や公共事業から鉱物部門に至るまでさまざまである。なかでも、ほぼすべてのクムバーンに派遣されているのが農業部門である。

クムバーン設置の主要目的は貧困削減である。したがって、通常はどのクムバーンにも農業部門の職員が長期または短期で常駐し、農民への技術指導などを行い、農民の生計向上に努めている。多くは郡農林部門から派遣されるが、中央や県からも派遣される。たとえば2009年、中央農林省は44人の職員を全国のクムバーンに派遣した²⁵。ただし、クムバーンに農業事務所があるわけではなく、構成村の村役場などを事務所として活用しているところが多い。また、2009年7月現在で91のクムバーンに農林技術サービスセンターが設置されている²⁶。しかし、上級の職員が適切な農業指導を行い、農民の生計向上に貢献しているとは限らない。クムバーン建設により経済的恩恵を受けているのは政府や国際機関の手厚い支援が入っている場所などごくわずかである²⁷。したがって、クムバーン建設が全国で進められているものの、今のところ貧困削減に直接つながるような経済効果を生み出しているとはいえない。

2. クムバーンの組織

クムバーンで直接指揮・指導にあっているのがクムバーン基層党委員会である。基層党委員会とは30人以上の正党員により設立できる党組織である

(*Kot Labiap Khoong Phak Pasaason Pativat Lao Samai Thii VIII* [2006])。そして、クムバーン建設を定めた政治局命令第09号は郡党執行委員²⁸がクムバーンを直接指導し、必要であればそのままクムバーン基層党委員会書記に就任すると定めている(Phak Pasaason Pativat Lao Kom Kaan Mueang Suunkaang Phak [2004])。つまり、クムバーンは郡党執行委員会の管理下に置かれていることがわかる。

基層党委員会の具体的な構成は2005年2月9日に公布された「新時代における基層建設執行に関する党中央事務局指導書第38号」で定められている(Phak Pasaason Pativat Lao Hoong Vaakaan Suunkaang Phak [2005])。それによると、クムバーン基層党委員会は5～7人で構成され、委員は郡や基層レベルの幹部、または中央から派遣された職員となっている。しかし、上級の職員が委員の3分の2を超えてはならないとの定めもある。一方で、書記は郡党執行委員の1人が兼任し、副書記は郡幹部職員が務めるなど、郡党執行委員会によるクムバーンへの管理を規定している。

クムバーンには、基層党委員会以外、軍と警察組織も常駐している²⁹。軍や警察は当然クムバーン内の治安維持を担っている。また、ラオスでは戸籍帳を管理するのは警察の役割であり、表7にあるように厳格な戸籍帳管理はクムバーンの目標のひとつでもある。現在、クムバーンの警察が構成村の戸籍帳を管理しているわけではないが、将来的な住民管理の強化につながる可能性は否定できない。

つまり、クムバーンに必ず設置されている組織は党組織、軍、警察ということになる。軍や警察が治安維持と戸籍帳管理を通じてクムバーンを管理することは容易に想像でき、これらの組織が住民管理にとって重要な役割を果たすことはいうまでもない。一方で、党はどのようにクムバーンを指導し、末端を管理しているのだろうか。以下、サワンナケート県カイソン・ポムヴィハーン郡の例をみることにする。

3. サワンナケート県カイソーン・ポムヴィハーン郡の例

カイソーン・ポムヴィハーン郡は中部サワンナケート県の県庁所在地であり、2010年8月現在、人口約12万2200人、67の村によって構成されている。郡内は13のクムバーンに分けられており、郡党常務委員7人が、それぞれ1～2のクムバーンの責任者となり総合指導にあたっている。郡党常務委員会とは郡レベルの党最高意思決定機関である。つまり、クムバーンを統括するのは郡レベルの党最高機関ということになる。ただ、実際にクムバーンの開発方針を決め、現場で指揮・指導にあたるのはそれぞれ別の組織である。

実際に各クムバーンの開発政策や方針の詳細を決定するのは郡レベルに設けられた政治基層建設・農村開発委員会（以下、基層建設委員会）である。この委員会はクムバーンごとに設けられている。つまり、カイソーン・ポムヴィハーン郡には13の基層建設委員会がある（Mueang Kaysone Phomvihane Khana Pacham Phak Mueang [2010]）。以下、筆者が聞き取り調査を行ったクムバーン3（6村により構成）とクムバーン8（5村により構成）について具体的にみる³⁰。

たとえば、郡重点開発区に指定されているクムバーン8担当委員会は次のような構成となっている。委員長は郡党執行委員が、また副委員長は治安維持部門の郡職員が務めている。委員は財務、裁判所、組織、軍部門の郡職員、また構成村の党単位書記、村長、大衆組織の長（女性同盟や青年団など）、クムバーンの軍・警察の長、村の軍・警察の長となっている（Mueang Kaysone Phomvihane Khana Pacham Phak Mueang [2010]）。

一方、重点開発区でないクムバーン3担当委員会は、郡党執行委員が委員長を、クムバーン3基層党委員会副書記が副委員長を務めている。この副書記は郡の職員ではなく構成村のひとつに設置されている党単位の書記である。委員は、構成村の党単位書記、村長、大衆組織の長、クムバーンの軍・警察の長、村の軍・警察の長である。クムバーン8のように委員に郡部門職員は

入っていない (Mueang Kaysone Phomvihane Khana Pacham Phak Mueang [2010])。

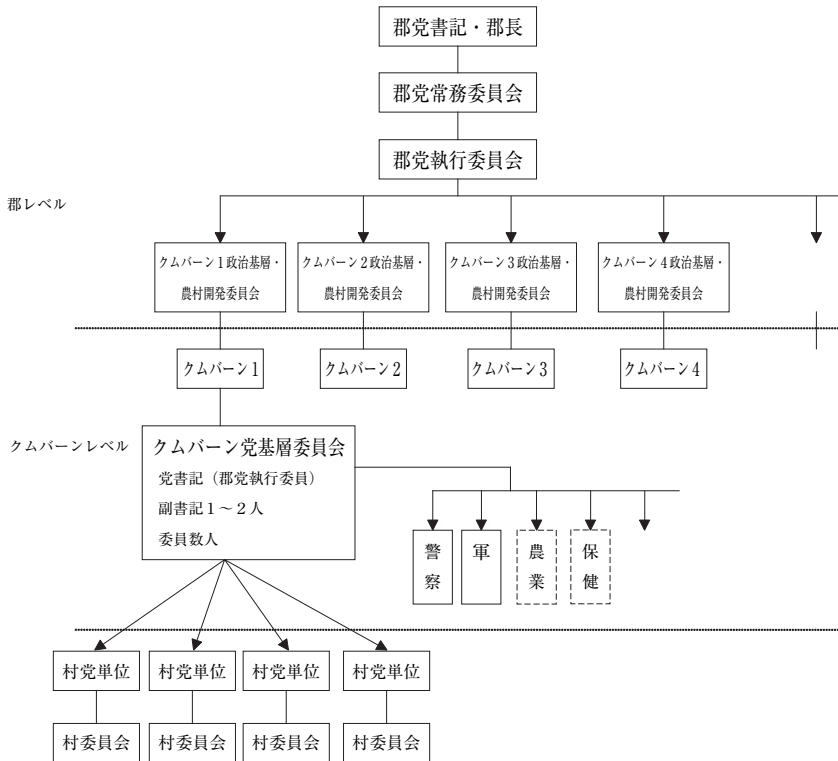
残りの11の委員会も (重点開発区に指定されているクムバーンはクムバーン8と、そうでないクムバーンはクムバーン3と) 同様の委員構成となっている。共通しているのは委員長を郡党執行委員が務めていることである。例外は、人事異動で委員長ポストに空白が生じ、現在、構成村の党単位書記や郡部門職員が委員長を務めているクムバーン4と12である。ただし今後、これらのクムバーンの委員会でも郡党執行委員が委員長に任命されることになっている。

実際に現場で指導を行うのはクムバーンに設置されている基層党委員会である。前述したように、党文書による規定では、基層党委員会書記は郡党執行委員が、そして副書記は郡幹部職員が兼任することになっている。ただ、実態は少し異なっていた。

たとえば、クムバーン3基層党委員会では、郡党執行委員が書記を、副書記2人は構成村の党単位書記が務めている。3人の委員は、クムバーンを構成する6村のうちの3村の村長である。党委員会のほか、クムバーン3には農林部門、軍・警察職員が郡から派遣され常駐している。また財務、商業、教育、都市開発、土地管理などの郡職員が定期的に訪れている。多くの部門が訪問するのはクムバーン3が郡中心部に位置しているためである。基層党委員会は毎週金曜日に会議を招集し、構成村の党単位書記や村長から経済・社会状況報告を受ける。

クムバーン8の基層党委員会でも郡党執行委員が書記を務めている。一方、クムバーン8には委員がおらず、代わりに副書記を3人置いている。いずれも構成村の党単位書記である。クムバーン8には、党委員会以外、農業、衛生、軍・警察職員が常駐している。クムバーン8は中心部から約10キロメートル離れた郊外に位置しており、クムバーン3のように都市開発など多くの部門職員が訪れることはない。また、クムバーン3と同様に、基層党委員会は毎週金曜日に会議を開催し、各部門や構成村の党単位書記や村長から経済・社会状況報告を受けている。

図3 カイソン・ポムヴィハーン郡におけるクムバーン管理体制



(出所) 筆者作成。

(注) 破線で囲われた組織は必ず設置されているものではない。

一方、郡では毎週火曜日に会議を開催し、郡党執行委員が郡党書記に各クムバーンの状況を報告している。クムバーンが構築される以前は、村長が1カ月から3カ月に1回の頻度で、郡行政会議にて村の報告を行うことが多かった³¹⁾。つまり、以前は政府行政ラインを通じて報告されていた村の状況が、現在は党ラインを通じて頻繁に報告されるようになってきている。

図3はカイソン・ポムヴィハーン郡におけるクムバーン管理体制を示している。人員構成や制度からは、郡がクムバーンや関連党組織を通じて村を効率的に管理できる体制が確立していることがわかる。郡官房やクムバーン

3, 8での聞き取りでは、経済開発よりも、郡と村の間にクムバーンが形成され、かつ党委員会が設置されたことで、末端の村を効率的に管理でき、状況を良く把握できるようになったことを利点としてあげていた³²。

おわりに

本章では人民革命党がどのように支配体制を確立してきたかを建国からこれまでの地方管理体制の構築過程から考察してきた。そこから明らかになったのは党は長い時間をかけて地方管理体制を構築してきたこと、そしてそれが経済政策の変遷や経済管理体制の構築と密接にかかわっていることである。

一党支配を大前提とする党にとって県をいかに管理するかは統治そのものに影響をおよぼす重要な問題である。それは、中央計画経済体制を目指した1970年代だけでなく、市場経済化を行っている現在でも変わらない。しかし建国後すぐに党支配体制が整ったわけではなかった。建国当初、党は支配を安定させ国家統合を図るため県党書記に地域の指導者や少数民族を任命した。彼らは党中央から完全に自立していたわけではないが、両者の結び付きは非常に弱かったのである。

地方管理の必要性が高まるのは1977年の第2期4中総からである。第2期4中総では地方優先の経済開発を実現するため部門と地域に即した経済管理体制の構築が目標に掲げられた。これは、中央による統一的な管理を維持しつつ、地方の主体性を発揮させるための措置である。ただ建国時すでに地域別管理体制が構築され、政府は地方に対して限定的な権限しかもっていなかった。そこで、中央管理にとって有効な手段となったのが党組織の活用であった。党中央による地方管理体制の整備は党支配だけでなく経済開発にとっても重要な意味をもったのである。それは、1979年の第2期7中総で「新経済管理メカニズム」による市場経済原理の導入が決定されても変わらなかった。つまり、党中央の統一的指導はラオスの経済建設にとって欠かせない要

素なのである。このように、1970年代後半にはすでに党支配体制と経済管理体制が密接なかかわりをもつようになった。

1980年代に入ると党は党中央委員を県党書記に任命することで地方への管理体制を徐々に整えていく。また、県党委員会に重要な行政部門や下級の郡の長を任命することで行政や下級への管理も確立した。このような地方管理体制が整いはじめたのは1980年代中頃である。

1991年の憲法制定の際、地方行政制度が改革され、経済管理体制が地域別管理から部門別管理となったが、党中央による県への管理体制に変化はなかった。1990年代に入ってから党は中央委員を県党書記に任命することで、県への管理体制を引き続き強化していった。そして、党中央による県に対する管理体制が確立し、また貧困削減が新たな国家目標となり、山岳・農村開発が重要課題になると、党は基層レベルの経済管理体制の改善に着手する。

基層レベルの管理体制が強化されるのは2000年以降であり、その中心となったのがクムバーン建設であった。クムバーンの目的は貧困削減である。その一方で、クムバーンには末端の村や住民の管理強化という側面もみとれる。これは、経済効果がそれほど高くはないにもかかわらず、クムバーンの形成を全国で進めていること、また党、軍、警察組織をクムバーンに常駐させる党の姿勢にも現れている。とくに、カイソーン・ポムヴィハーン郡の例からは、クムバーンが郡党常務委員、郡党執行委員、クムバーン基層党委員会の三重の管理を受けていることがわかった。また、末端の村の状況はクムバーン基層党委員会を通じて定期的に郡党書記に報告されている。以前と比較して郡による村の管理はより効率的かつ容易に行われるようになってきているのである。

ラオスは現在、「2020年の最貧国脱却」に向け経済開発に邁進している。クムバーン建設も貧困削減を主目的としており、2020年の目標を達成するための政策である。ただ、貧困削減という名の下に党や国家による末端への管理が強化されていることも事実である。クムバーンには貧困削減と管理強化という2つの側面があり、これまでのところ後者の面でより効果を発揮して

いると理解できる。これは、党がクムバーンを通じた貧困削減に重心をシフトさせつつも、いまだに国家や国民に対する管理を強化し、社会主義国家建設を放棄していないことを示唆している。クムバーン建設はまさに国民国家建設と社会主義の理想とが重なりあっている政策といえよう。

つまり、党の地方管理体制は経済政策や経済管理体制の構築に大きく影響を受けてきた一方で、常に一党支配体制とのバランスを維持しながら、またそれを強化する形で進められてきたといえる。したがって、今後ラオスが経済開発を進め、経済政策や経済管理体制が変化すれば、それにともなって党の管理体制も何らかの修正を求められることになるだろう。そして、貧困削減を進めれば進めるほど、その裏では党による地方に対する、とくに末端に対する管理が強化される可能性があるのである。

〔注〕 _____

- (1) たとえば、Christie [2001], Zasloff [1973], Stuart-Fox [1993] などである。
- (2) ムアンとはラオス語で現在の行政級である郡を指すが、「国」という意味もある。もともと「1人の首長により統轄され、中央に首長の居所（王宮）と比較的人口密度の高い行政、宗教、文化の中心をもち、周囲には水稻耕作民の居住と生産の空間が展開して、その余剰生産物をもって中心の存在を支えるという構造をもった自律的な政治的・地理的単位を指す」（『東南アジアを知る事典』[1999: 405]）。
- (3) 「マンダラ国家」とは次のような「国家」体型を指す。ムアンによって構成され、画定した国境が存在せず、地理的定義が不透明な地域でのしばしば不安定な政治状況であり、無数の中心が自身の利益と安全を求め、あらゆる方向に目を向けいくつもの朝貢関係を結ぶが、機会が来ればその関係を断ち、自身を中心とした朝貢関係を構築しようとする。そして、より大きなムアンはいくつもの小さなムアンにさまざまなレベルで影響力を行使する一方、小さなムアンは忠誠、朝貢、戦争時における出兵などによって貢献する代わりに、自身の両域内での自治を維持する（Wolters [1982]）。
- (4) 瀬戸 [2009] では人事の分析対象を1981年以降に限定しており、瀬戸 [2005a] で指摘したような主張は行っていない。しかし、「1991年憲法による制度改革は、地方行政の実態には大きな変更をもたらさず、1991年以前の地方行政の実情に合わせて制度を改革し、法制化した側面が大きい」（瀬戸 [2009: 86]）とするなど、2005年の論考から認識が変化していないことが窺え

る。

- (5) 1975年12月2日のラオス人民民主共和国の成立をもって党支配が全国に確立したわけではない。たとえば、スチュアート・フォックスは、党は権力掌握前にメコン川地域のラオ族の間でプロパガンダや組織化を少なくとも5年間は行うことを思い描いていたとのスパヌウォンによるコメントをもとに、パテート・ラオは権力掌握に5年早すぎたと指摘している (Stuart-Fox [1986: 60])。また、党の最高意思決定機関である政治局も党組織が整備されていなかったことを1981年の文書で認めている (Phak Pasaason Pativat Lao Kom Kaan Mueang Suunkaang Phak [1981: 7])。とくに、旧王国政府支配区では党員や党組織もない「空白地域」が多かった。
- (6) ラオス愛国戦線とは大衆戦線組織である。1950年8月、フランス連合内での独立に反対したラオ・イサラ (ラオスの独立運動の総称である) のメンバーが全国人民代表者会議を開催し、ネオ・ラオ・イサラ (ラオス自由戦線) を設立した。自由戦線は1956年1月により広範な支持を集めるためにラオス愛国戦線に改称した (山田 [2002: 474])。
- (7) 1979年12月に開催された第2期党中央執行委員会第7回総会でも「県の専門課は県行政委員会の全面的指導の下に置かれ、専門・技術分野は省の指導の下に置かれなければならない」と規定されている (Khana Chattang Suunkaang Phak [2005: 136])。
- (8) これは旧ソ連の地方制度の組織原理であり、地方自治と全国統一的な行政を同時に確保するため、県の部門組織を県執行委員会と中央の人民委員部に「二重に従属」させることである (稲子 [1964: 29-30])。
- (9) 反対に部門の管理を強く受ける場合を部門別管理体制と呼ぶ。
- (10) パテート・ラオは1975年5月頃から全国で権力を奪いはじめ、11月にはほぼ全国での権力掌握を終えていた。
- (11) 1960年8月9日、ソムサニット右派政権に対し王国軍大尉コン・レーがクーデタを起こす。その後、グループ内でドゥアン大佐がコン・レーの政策に反対し、パテート・ラオ側につくようになり、カムウアン・ブッパー現首相府大臣などとともに愛国中立派を形成する。つまり、ラオスの中立を掲げながらもパテート・ラオを支持したグループである (山田 [2002: 466, 472])。
- (12) 1980年12月に開催された第2期党中央執行委員会第8回総会でカイソンは郵便・通信体制が非常に脆弱であることを取り上げ、多くの政策が人民まで届かず、下級から上級への報告が行われないこと、とくに郡への指導や管理が行えないことを問題視している (Kaysone [1980: 108])。
- (13) 経歴から考えてブンタムはサワンナケート出身と推測できる。
- (14) 1975年以前、党員の60%は少数民族だった (Stuart-Fox [1996: 130])。
- (15) 筆者は12県については党書記の異動に関する政治局文書を入手できた。以

- 下、異動が確認できた県と政治局文書の公布日を示す。ヴィエンチャン特別市(1983年10月5日)、ヴィエンチャン県(1983年5月30日)、ルアンナムター県(1983年6月15日)、フアバン県(1983年1月31日)、サイニャブリー県(1984年5月25日)、ボケオ県(1983年6月15日)、シェンクアン県(1983年6月4日)、カムアン県(1984年3月23日)、サワンナケート県(1984年3月8日)、サラワン県(1984年5月23日)、セコーン県(1984年5月23日)、チャンパーサク県(1984年5月1日)である(Phak Pasaason Pativat Lao Kom Kaan Mueang Suunkaang Phak [1983a, 1983b, 1983c, 1983d, 1983e, 1983f, 1984a, 1984b, 1984c, 1984d, 1984e, 1984f])。ただ、実際は以上に示したよりも多くの県で党書記の異動が行われた可能性が高い。
- (16) たとえば、経済的に重要なのは政治局決議第10号で明記された3県を除きカムアン県である。戦略的に重要なのは中国と国境を接しているウドムサイ県や革命の拠点であったフアパン県、また、少数民族地域はルアンナムター県やシェンクアン県などである。
- (17) 瀬戸[2009]は、1981年から2006年までのヴィエンチャン県党委員会名簿を掲載している。1981年の名簿をみると、13人の県党委員会のうち、軍や公安、また党組織や大衆団体代表以外で、農業、工業、商業課長、トゥラコム郡行政委員長が委員となっている。1983年になると県党委員会は19人に増え、軍、公安、党組織、大衆団体代表以外では、郡党書記や行政委員長が7人、その他は、農業、工業、教育、商業課長が委員に就任している。なお、瀬戸はラオス語のパネークを局と訳しているが、本書では「課」に統一しているため、ここでも「課」としている。
- (18) 党中央委員と県党書記の兼任数は、首相府行政・公務員管理庁内部資料、*Indochina Chronology*, Vol. I, No. 4, October-December, 1982, *Indochina Chronology*, Vol. III, No. 4, October-December, 1984にもとづいている。
- (19) 1984年の時点で県党書記の100%が党政治理論学校での研修を終えており、その後も県党書記に就任する人物は同様の研修を受けていたと考えられる。そのため、1980年代中盤以降は、党中央委員でなくても以前と比較して党中央と県党書記の結び付きは強まった。しかし、党自身が党中央委員の県党書記への任命を、県管理の最も有効な手段として位置づけていることから(瀬戸[2008: 68, 注20])、党中央による県に対する管理が確立したのは全県の県党書記を党中央委員が兼任する2001年といえる。
- (20) たとえば、1982年の第3回党大会などで同様の政策が示されている。
- (21) もちろん、郡の上級である県が戦略を立て全体を指導することになるが、実際に現場で指揮し指導するのは郡であり、その意味で郡の指導が基層建設にとって重要となる。
- (22) 2010年7月29日、首相府行政・公務員管理庁地方行政局における筆者によ

る聞き取り。

- (23) たとえば、2007年5月7日に公布された「村建設および開発村グループ建設に関する首相指導命令第09号」、また、2007年5月に開催された「定住地と定職の分配と関連する村建設、およびクムバーン・バッターナー建設に関する会議」では、貧困削減が中心業務であることが確認されている (Hoong Vaakaan Suunkaang Phak, Khana Leekhaathikaan Latthabaan et al. [2007], Samnakgaan Naanyok Latthamontii [2007])。
- (24) ただ、県や郡に重点開発地区として指定されたクムバーンには予算が配分されている。金額は県によって異なっている (筆者によるサウンナケート県政治基層建設事務所での聞き取り、2008年12月12日)。
- (25) 2010年7月28日、農林省組織・人事局での筆者による聞き取り。
- (26) 2010年7月28日、農林省組織・人事局での筆者による聞き取り。
- (27) 計画・投資省計画・総括局における筆者による聞き取りによれば (2008年12月18日)、たとえば、計画・投資省は2008年12月までに全国56郡68のクムバーンで開発計画の作成を支援した。ただ、計画が作成されたからといって実行されるとは限らない。クムバーンの成功例については Foppes [2008] にくつか事例が挙げられているので参照されたい。そのほとんどが何らかの外部支援を受けているクムバーンである。
- (28) 郡党執行委員とは郡党執行委員会を構成する委員であり、そのなかから常務委員が選出されることになっている。
- (29) 2010年7月29日、首相府行政・公務員管理庁地方行政局における筆者による聞き取り。
- (30) 聞き取りは、クムバーン3は2010年10月4日、クムバーン8が10月5日にそれぞれ行った。
- (31) 筆者によるカイソーン・ボムヴィハーン郡内8村での聞き取りによる。聞き取りを行った村と日付は以下のとおりである。ウドムヴィライ村 (2004年5月8日)、スナンター村 (2004年9月18日)、サイニャブーン村 (2004年9月18日)、ラッタナランシーカーン村 (2004年9月18日)、ナケー村 (2005年7月5日)、フアムアンヌア村 (2006年7月1日)、ノードゥン村 (2006年9月29日)、旧ターウドム村 (2006年7月1日) である。
- (32) カイソーン・ボムヴィハーン郡官房 (2010年8月4日、10月4日)、クムバーン3 (2010年10月4日)、クムバーン8 (2010年10月5日) における筆者による聞き取り。かっこ内は聞き取り日である。

〔参考文献〕

<日本語文献>

- 稲子恒夫 [1964] 『ソビエト国家組織の歴史』 日本評論社。
- 瀬戸裕之 [2005a] 「ラオス1991年憲法体制における県党・行政制度に関する一考察——ヴィエンチャン県を事例に——」 (『国際フォーラム』 第28号 181-199ページ)。
- [2005b] 「ラオスの政治制度改革における部門別管理体制に関する一考察——ヴィエンチャン県財務部の人事管理を事例に——」 (天川直子・山田紀彦編『ラオス 一党支配体制下の市場経済化』 アジア経済研究所 217-264ページ)。
- [2008] 「ラオスの中央地方関係における県知事および県党委員会の権限に関する一考察——ヴィエンチャン県工業局の事業形成過程を中心に——」 (『東南アジア研究』 第46巻第1号 6月 62-100ページ)。
- [2009] 「ラオスにおける中央地方関係——県知事および県党委員会の権限分析を中心に——」 [博士論文] 名古屋大学大学院国際開発研究科。
- 山田紀彦 [2002] 「ラオス内戦史資料 (1954年～1975年)」 (武内進一編「アジア・アフリカの武力紛争——共同研究会中間報告——」 アジア経済研究所 427-478ページ)。

<事典>

『東南アジアを知る事典』 [1999] 平凡社。

<ラオス語文献>

- Chaleun Yiapaoheu [1996] “Khwaam Mankhong Khoong Amnaat Lat Maen Patchai Happaan Khwaam Pen Eekalaat, Athipatai Khoong Saat” [国家権力が堅固なことは国家の独立と主権を保障する要素である], in Khana Siinam Khonkh-waa Thitsadii-Phuttikam Khoong Suunkaang Phak (党中央理論・実践指導研究委員会), *Soo Poo Poo Lao 20 Pii* [ラオスの20年], pp. 130-143.
- Eekasaan Koongpasum Nyai Phuutaen Pasaason Thua Patheet* [全国人民代表者大会文書] [1976].
- Eekasaan Koongpasum Nyai Khang Thii IV Khoong Phak Pasaason Pativat Lao* [ラオス人民革命党第4回大会文書] [1986].
- Eekasaan Koongpasum Nyai Khang Thii VII Khoong Phak Pasaason Pativat Lao* [ラオス人民革命党第7回大会文書] [2001].

- Hoong Vaakaan Khwaeng Saalavan (サラワン県官房) [2000] *Pavatsaat Khwaeng Saalavan* [サラワン県の歴史].
- Hoong Vaakaan Suunkaang Phak, Khana Leekhaathikaan Latthabaan Lae Thabuang Kaan Pokkhoong Lae Khumkhoong Latthakoon (党中央事務局, 政府官房, 行政・公務員管理庁) [2007] *Eekasaan Koongpasum Kiawakap Kaan Saang Baan Lae Kumbaan Phatthanaa Titphan Kap Kaan Chatsan Aasiip Lae Phuumlammao Khong Thii Hai Pasaason Khang Thii 9-10 Phutsaphaa 2007* [定住地と定職の分配と関連する村建設, およびクムバーン・パッターナー建設に関する2007年5月9日-10日会議文書].
- Kaysone Phomvihane [1976] *Det Diao Kaaw Khun Samlet Viakgaan Thai Pii 1976* [1976年末に業務を終了するよう断固進む].
- [1977] *Bot Laaygan Laiat Thii Saneu Too Koongpasum Khana Boolihaangaan Suunkaang Khang Thii 4 Duean Kumphaa 1977* [1977年2月第4回党中央執行委員会総会に対する詳細報告].
- [1979a] *Bot Laaygan Laiat Thii Saneu Too Koongpasum Suunkaang Khang Thii 6* [第6回中央会議への詳細報告].
- [1979b] *Bot Laaygan Laiatt Too Koongpasum Khopkhana Khang Thii 7 Khoong Khana Boolihaangaan Suunkaang Phak Pasaason Pativat Lao Samai Thii 2* [第2期党中央執行委員会第7回総会への詳細報告].
- [1980] *Bot Laaygan Laiat Too Koongpasum Khopkhana Khang Thii 8 Khoong Khana Boolihaangaan Suunkaang Phak Pasaason Pativat Lao Samai Thii 2* [第2期党中央執行委員会第8回総会への詳細報告].
- [1987] “Chut Pisaet Khoong Saphaapkaan Lae Naathii Nai Saphonaa” [当面の状況と任務の特徴], in *Niphon Lueak Fen 2* [論文集2], Vientiane: Samnak Chamnaai Soo Poo Poo Loo (ラオス人民民主共和国出版所), pp. 1-33.
- Khana Chattang Suunkaang Phak (党中央組織委員会) [2005] “Nyok Suung Ladap Kaan Chattang, Datpaeng Kongchak Lae Baepphaen Vithii Hetviak Naesay Nyok Suung Pasitthiphaap Khoong Viakgaan Khumkhoong Seethakit, Hapsai Kaan Suuhop Lae Siivit Kaan Pen Yuu Khoong Pasaason” [組織レベルを上げ, 機構や業務様式を改革し, 経済管理業務の効率を上げ, 闘争や人民の生活に寄与する], in Khana Chattang Suunkaang Phak, *Nyuthasaat Kaan Namphaa Khoong Phak Pasaason Pativat Lao Too Viakgaan Chattang, Kooasang Phak-Phanakgaan* [組織, 党建設・職員育成に関するラオス人民革命党の指導戦略].
- Khana Khoosanaa Ophom Suunkaang Phak (党中央宣伝, 訓練委員会) [1992] *Han Pai Suu Sonnabot Khun Pai Kheet Phuudooi Long Theung Haakthaan (Sabap Datpaeng Samlap Phanakgaan Haakthaan)* [農村に至る, 山岳地域に上る, 基層に下る (基層職員のための改訂版)].

- Kot Labiap Khoong Phak Pasaason Pativat Lao Samai Thii VIII* [第8期ラオス人民革命党規約] [2006].
- Mati Koongpasum Chattang Khang Thii 6* [第6回組織会議決議] [1984].
- Mati Koongpaum Khopkhana Khoong Khana Boolihaangaan Suunkaang Phak Khang Thii 6 (Samai Thii VI)* [第6期党中央執行委員会第6回総会決議] [1998].
- Mueang Kaysone Phomvihane Khana Pacham Phak Mueang (カイソーン・ボムヴィハーン郡党常務委員会) [2010] *Mati Tok Long Khoong Khana Pacham Phak Mueang Vaa Duay Kaan Taengtang Khana Happhitsoop Viakgaan Koosaang Haakthaan Kaan Mueang Lae Phatthanaa Sonnabot Hoopdaan Nai Thua Mueang Leek Thii 69* [全郡における政治基層建設と全分野における農村開発業務に対する責任を有する委員会の任命に関する郡党常務委員会決議第69号].
- Naanyok Latthamontii (首相) [2002] *Khamsang Khoong Naanyok Latthamontii Vaa Duay Kaan Chatsan Aasiip Lae Phuumlamnao Khongthii Hai Pasaason Leek Thii 04* [人民への職業と定住地の分配に関する首相命令第04号].
- Ong Khana Phak Khwaeng Savannakheet (サワンナケート県党委員会) [2005] *Koongpasum Nyai VI* [第6回大会], Savannakheet: Ong Khana Phak Khwaeng Savannakheet.
- Phak Pasaason Pativat Lao Hoong Vaakaan Suunkaang Phak (ラオス人民革命党中央事務局) [2005] *Bot Naenam Kiawkap Kaan Chattang Patibat Viakgaan Koosaang Haakthaan Nai Laynya Mai Leek Thii 38* [新時代における基層建設執行に関する党中央事務局指導書第38号].
- Phak Pasaason Pativat Lao Kom Kaan Mueang Suunkaang Phak (ラオス人民革命党中央政治局) [1976] *Mati Tok Long Vaa Duay Kaan Pappung Khana Phak Khwaeng Huaphan* [フアバン県党委員会改造に関する決議].
- [1981] *Mati Khoong Kom Kaan Mueang Suunkaang Phak Kiawkap Kaan Pappung Dadpaeng Kaan Chattang Lae Dadpaeng Labiap Baepphaen Vithii Hetviak Phuea Hapjakan Kaan Patibat Naathii Khoong Phak Nai Lainya Mai Hai Pakot Pen Ching Leek Thii 010* [新しい時代における党の任務を執行し、実現するため、組織と業務様式の改善に関する政治局決議第10号].
- [1983a] *Mati Anumat Leek Thii 001* [承認決議第001号].
- [1983b] *Mati Tok Long Khoong Kom Kaan Mueang Suunkaang Phak Vaa Duay Kaan Taengtang Khana Phak Khwaeng Viangchan Leek Thii 16* [ヴィエンチャン県党委員会任命に関する党中央政治局決議第16号].
- [1983c] *Mati Tok Long Khoong Kom Kaan Mueang Suunkaang Phak Vaa Duay Kaan Anumat Phon Kaan Lueaktang Khana Boolihaangann Phak Khwaeng Sian-gkhuawang Leek Thii 17* [シエンクアン県党執行委員会選挙結果を承認する党中央政治局決議第17号].

- [1983d] *Mati Tok Long Khoong Kom Kaan Mueang Suungkaang Phak Vaa Duay Kaan Taengtang Khana Boolihaangaan Phak Khwaeng Luangnamithaa Leek Thii 19* [ルアンナムター県党執行委員会任命に関する党中央政治局決議第19号].
- [1983e] *Mati Tok Long Khoong Kom Kaan Mueang Suunkaang Phak Vaa Duay Kaan Taengtang Khana Boolihaangaan Phak Khwaeng Bookaeo Leek Thii 20* [ボケオ県党執行委員会任命に関する党中央政治局決議第20号].
- [1983f] *Mati Tok Long Khoong Kom Kaan Mueang Suunkaang Phak Vaa Duay Kaan Taengtang Khana Phak Khampaeng Nakhoon Viangchan Leek Thii 35* [ヴィエンチャン特別市党委員会任命に関する党中央政治局決議第35号].
- [1984a] *Mati Anumat Leek Thii 04* [承認決議第04号].
- [1984b] *Mati Tok Long Khoong Kom Kaan Mueang Suunkaang Phak Vaa Duay Kaan Chattang Khana Phak Khwaeng Khammuan Leek Thii 07* [カムアン県党委員会を組織することに関する党中央政治局決議第07号].
- [1984c] *Mati Anumat Leek Thii 012* [承認決議第012号].
- [1984d] *Mati Tok Long Khoong Kom Kaan Mueang Suunkaang Phak Vaa Duay Kaan Taengtang Khana Boolihaangaan Phak Khwaeng Saalavan Leek Thii 15* [サラワン県党執行委員会任命に関する党中央政治局決議第15号].
- [1984e] *Mati Tok Long Khoong Kom Kaan Mueang Suunkaang Phak Vaa Duay Kaan Taengtang Khana Boolihaangaan Phak Khwaeng Seekoong Leek Thii 17* [セコーン県党執行委員会任命に関する党中央政治局決議第17号].
- [1984f] *Mati Tok Long Khoong Kom Kaan Mueang Suunkaang Phak Vaa Duay Kaan Taengtang Khana Boolihaangaan Phak Khwaeng Sainyabuulii Leek Thii 16* [サイニャプリー県党執行委員会任命に関する党中央政治局決議第16号].
- [1996] *Khamsang Khoong Kom Kaan Mueang Suunkaang Phak Vaa Duay Kaan Pheumthavii Kaan Namphaa Khoong Khana Phak Khan Taangtaang Nai Kaan Pappung Koosaang Haakthaan Phak Hai Khem Khaeng Huu Namphaa Hoopdaan Leek Thii 11* [党基層を全分野の指導が行えるよう強化し、建設することにおいて、各級党委員会の指導を向上することに関する政治局命令第11号].
- [2004] *Khamsang Naenam Vaa Duay Kaan Saang Baan Lae Kumbaana Phatthanaa Leek Thii 09* [村建設および開発村グループ建設に関する政治局命令第09号].
- Phanaek Thalaeng Khaao Lae Vatthanatham Khwaeng Khammuan (カムアン県情報・文化課) [2005] *Khwaeng Khammuan 30 Pii* [カムアン県30周年].
- Phanaek Thalaeng Khaao Lae Vatthanatham Khwaeng Sainyabuulii (サイニャプリー県情報・文化課) [2005] *Khwaeng Sainyabuulii 30 Pii Haeng Kaan Pokpakhaksaa Lae Saangsa Phatthanaa* [国防と国家建設のサイニャプリー県の30年].

- Samnakgaan Naanyok Latthamontii (首相府) [2007] *Khamsang Naenam Khoong Naanyok Latthamontii Kiawkap Kaan Saang Baan Lae Kumbaen Phatthanaa Leek Thii 09* [村建設および開発村グループ建設に関する首相指導命令第09号].
- Samnakgaan Naanyok Latthamontii Kom Kaan Pokkhoong (首相府地方行政局) [2001] *Sangluam Eekasaan* [文書集].
- Samnakgaan Naanyok Latthamontii Kom Kaan Pokkhoong Lae Khumkhoong Latthakoon (首相府行政・公務員管理局) [1996] *Eekasaan Kiawkap Lakkaan Khumkhoong Tuam Khanaengkaan Lae Kaan Pappung Kongchak Kaan Chattang* [部門に即した管理原則と組織改革に関する文書].
- [2003] *Latthathammanuun Haeng Soo Poo Poo Lao, Kotmaai Vaa Duay Latthabaan, Kotmaai Vaa Duay Kaan Pokkhoong Thongthin* [ラオス人民民主共和国憲法, 政府法, 地方行政法].
- Saphaa Haneg Saat (国会) and UNDP [2000] *Saphaa Haeng Saat Saathaalanalat Pasaathipatai Pasaason Lao: Phum Naenam (The National Assembly of the Lao People's Democratic Republic: Directory)*, Vientiane: Saphaa Haneg Saat and UNDP.
- Saphaa Latthamontii (閣僚議会) [1983a] *Damlat Khoong Saphaa Latthamontii Vaa Duay Kaan Taengtang Khana Pokkhoong Khwaeng Bookaeo Leek Thii 33* [ボケオ県行政委員会任命に関する閣僚議会令第33号].
- [1983b] *Damlat Khoong Saphaa Latthamontii Vaa Duay Kaan Taengtang Khana Pokkhoong Khwaeng Luangnamthaa Leek Thii 36* [ルアンナムター県行政委員会任命に関する閣僚議会令第36号].
- Saphaa Pasaason Suungsut (最高人民議会) [1978] *Kotmaai Vaa Duay Kaan Chattang Saphaa Pasaason Lae Khana Kammakaan Pokkhoong Pasaason Khan Taengtang, Leek Thii 101* [各級人民議会と人民行政委員会組織に関する法律第101号].
- [1991] *Latthathammanuun Haeng Saathaalanalat Pasaathipatai Pasaason Lao* [ラオス人民民主共和国憲法].
- Sathaaban Vithanyasaat Sangkhom Haeng Saat (国家社会科学アカデミー) [2010] *Pavatsat Phak Pasaason Pativat Lao (Dooy Sang Kheep)* [ラオス人民革命党史〈概要〉], Sathaaban Vithanyasaat Sangkhom Haeng Saat.
- Sulaphon Naolvalaat [1998] *Pavat Saat Khwaeng Viangchan* [ヴィエンチャン県の歴史].

<英語文献>

- Brown, MacAlister, and Joseph J. Zasloff [1986] *Apprentice Revolutionaries: The Communist Movement in Laos, 1930-1985*, Stanford: Stanford University Press.

- Christie, Clive [2001] *Ideology and Revolution in Southeast Asia 1900–1980: Political Ideas of the Anti-Colonial Era*, Richmond: Curzon.
- Evans, Grant [1990] *Lao Peasants under Socialism*, New Haven: Yale University Press.
- Foppes, Joost [2008] *Knowledge Capitalization: Agriculture and Forestry Development at “Kum Ban” Village Cluster Level in Lao PDR*, Consultancy Report, Vientiane: NAFES.
- Stuart-Fox, Martin [1986] *Laos: Politics, Economics, and Society*, London: Frances Pinter.
- [1993] “On the Writing of Lao History: Continuities and Discontinuities,” *Journal of Southeast Asian Studies*, Vol. 24, No. 1, pp. 106–121.
- [1996] *Buddhist Kingdom Marxist State: The Making of Modern Laos*, Bangkok: White Lotus.
- [1997] *A History of Laos*, Cambridge: Cambridge University Press (菊池陽子訳 『ラオス史』 めこん 2010年).
- [2001] *Historical Dictionary of Laos*, Second Edition, Lanham and London: Scarecrow Press.
- [2008] *Historical Dictionary of Laos*, Third Edition, Lanham and London: Scarecrow Press.
- Wolters, O. W. [1982] *History, Culture, and Religion in Southeast Asian Perspective*, Singapore: ISEAS.
- Zasloff, Joseph J. [1973] *The Pathet Lao: Leadership and Organization*, Lexington: Lexington Books.

<雑誌>

Indochina Chronology